

令和7年(2025年)9月10日

報道関係 各位

真庭市役所

【情報提供】

紙おむつ ごみ処理手数料を減額します

ごみの減量が難しい紙おむつを排出する世帯及び事業者の負担を軽減するために、有料指定ごみ袋の支給と紙おむつのごみ処理手数料減額を行います。

つきましては、報道・取材くださいますようお願いいたします。

概要▶

【有料指定ごみ袋の支給】

対象となる世帯及び支給枚数(20リットルの燃えるごみ用袋)は下記のとおり

- ・介護用品支給事業の認定を受けた人がいる世帯
1年間分として最大80枚
- ・障がい者等日常生活用具給付事業において紙おむつの支給を受けた人がいる世帯
1年間分として最大80枚
- ・2歳未満の乳幼児がいる世帯
令和7年10月1日以降の新生児・・・2年間分として80枚
令和7年10月1日現在、0歳の幼児・・・2年間分として80枚
令和7年10月1日現在、1歳の幼児・・・1年間分として40枚

【紙おむつのごみ処理手数料減額】

令和7年10月1日以降に紙おむつを分別し、クリーンセンター等に自ら持ち込みする場合はごみ処理手数料を減額

対象者及び減額内容は下記のとおり

- ・乳幼児又は在宅の要介護者等の紙おむつを使用する世帯
140円/10kg ⇒ 50円/10kg (90円/10kgの減額)
- ・障がい者(児)支援施設、介護保険施設、老人福祉施設、医療施設等の紙おむつを使用する事業者
180円/10kg ⇒ 90円/10kg (90円/10kgの減額)

お問い合わせ先・発信元▶

環境課 (担当 山崎)

TEL0867-42-1113

FAX0867-42-7455